

かずさDNA研究所バイオ産業技術支援センター管理運営要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人かずさDNA研究所（以下「研究所」という。）の研究成果を社会に普及・還元させることを目的として、民間企業や公的機関等（以下「民間企業等」という。）の技術支援を行うかずさDNA研究所バイオ産業技術支援センター（以下「センター」という。）の管理及び運営について必要な事項を定める。

(業務)

第2条 センターにおいては、次の各号に掲げるバイオ技術に関する業務を行う。

- (1) 技術相談に関すること。
- (2) 分析、解析、技術開発及びバイオ資源の作製等の受託業務に関すること。
- (3) バイオ資源の分譲に関すること。
- (4) 著作物の分譲に関すること。
- (5) その他民間企業等の技術支援に関して適切なこと。

(技術相談)

第3条 技術相談とは、研究所における研究開発の成果の普及・還元、活用の促進に関して、研究所が民間企業等からの依頼に応じて行う技術情報の提供、技術指導及び助言、コンサルティング等に係る業務をいう。

2 センター長は、技術相談の内容について次の各号に掲げる要件について検討を行い、申込を受理するか否かを決定する。

- (1) 当該技術相談がセンターの設立目的に合致するものであること。
- (2) 当該技術相談が研究所の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。

3 担当するセンター長は、技術相談の受理を決定したときは、当該技術相談に係る研究部の部長と協議の上、適切な職員に対応させることができる。

(受託業務)

第4条 受託業務とは、研究所の保有する人的資源、技術及び設備を活用して民間企業等が依頼するバイオ技術に関する分析、解析、技術開発及びバイオ資源の作製等の業務をいう。

2 担当するセンター長は、依頼業務の内容について次の各号に掲げる要件について検討を行い、受託の諾否を決定する。

- (1) 当該受託業務がセンターの行う業務として可能かつ妥当なものであること。
- (2) 当該受託業務が研究所の研究活動に寄与するものであること。
- (3) 当該受託業務の成果が適切に活用されると認められること。

3 受託業務に要する経費は実費相当額とし、別記、計算表に定める計算方法に基づき算出するものとする。ただし、千葉県内に立地する企業若しくは公益的団体又は研究所に出捐した者については、理事長が必要と認める場合、その額を減額することができる。

(バイオ資源の分譲)

第5条 センターにおいて分譲できるバイオ資源とは、ヒト、マウス及び植物由来のcDNAクローン並びにヒト及びマウス蛋白質に対する抗体（以下「クローン等」という。）のうち、当該バイオ資源を管理する研究部長が認めたものとする。

2 クローン等の分譲については、原則として実費を徴収する。

(著作物の分譲)

第6条 センターにおいて分譲できる著作物とは、研究所が開発したDNA及び生体物質等の解析用コンピュータープログラム等のうち、当該著作物を管理する研究部長が認めたものとする。

2 著作物の分譲に要する経費は双方協議の上決定する。

(秘密保持)

第7条 研究所は、センターの業務を通じて知ることができた秘密(個人情報を含む。)を相手方の同意を得ない限り第三者に開示又は漏洩してはならず、また、センターの業務以外の目的で使用してはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た事項又は既に公知となっている事項についてはこの限りではない。

(事務処理手続き等)

第8条 第2条に定める業務は、原則として次の各号に掲げる手続きに従うものとする。

(1) 技術相談は、電子メール、電話又は面談で行うものとし、相談完了後その内容が記載された相談メモ又は電子メールを保存する。

(2) 受託業務は、受託前に依頼者とその受託業務内容及び条件を協議し決定する。その方法は、電子メール、業務依頼書、注文書、見積書、業務委託契約書等とする。受託業務完了後、依頼者に、成果物を納品し、納品書及び請求書を送付する。見積書、納品書及び請求書の発行は、企画管理部長及び事業推進課長の決裁を得るものとする。

(3) バイオ資源の分譲は、研究所のホームページに掲載する方法による。

(4) 著作物の分譲は、原則として使用条件等を定めた契約書を締結する。

(センター運営会議)

第9条 センターの日常活動が円滑に推進することを目的として、センター運営会議を設置し、定期的を開催する。

2 会議は、次の委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 研究部長

(3) 企画管理部長

(4) 企画管理部 事業推進課長

3 会議には、必要に応じてセンター業務に関係する職員を参加させることができる。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月18日改正)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月5日改正)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月13日改正)

この要領は、平成28年10月1日から施行する。